

法人県民税

県税のしおり
令和7年度

県内に事務所又は事業所等を有する法人に課される税金です。法人県民税には、資本金等の額に応じて課される「均等割」と、法人税額に応じて課される「法人税割」とがあります。

● 納める人

区 分		均等割	法人税割
県内に事務所・事業所を有する法人		○	○
県内に事務所・事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人		○	—
県内に事務所・事業所・寮等を有する、法人でない社団又は財団	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	—	—
公益法人等	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	○	—

● 納める額

■ 均等割

区 分	納める額 ^(※)
① 公共法人及び公益法人等 ② 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの） ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く。） ⑤ 資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 136,500 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 567,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000 円

（注）「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額（無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額）」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。

※ 平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「ひろしまの森づくり県民税」として超過課税を実施しています。

■ 法人税割

区 分	納 め る 額	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
① 資本金の額又は出資金の額が2千万円を超える法人で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人	法人税額の 4.0% ^(※)	法人税額の 1.8% ^(※)
上記以外の法人	法人税額の 3.2%	法人税額の 1.0%

※ 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、超過課税(標準税率に0.8%上乘せ)を実施しています。

● 申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中 間 申 告 〔事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人〕	予定申告	前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日以後 6ヶ月を経過した日から 2ヶ月以内
	仮決算に基づく 中間申告	法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額	
確 定 申 告		(法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修 正 申 告	申告した税額に 不足額があることを 発見したとき	(法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署の 更正又は決定を 受けたとき	(法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額) - 確定納付額	当該法人税を納付すべき日
公 共 法 人 等		均等割額	4月30日

● 分割基準

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、従業員の数によって関係都道府県ごとに法人税額を分割し、その分割した額を課税標準として法人税割額を算出します。

● その他(国税)

地域間の税収格差を是正するため、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人県民税法人税割の税率が引き下げられ、当該引き下げ分は地方法人税(国税)として課税されています。